

農地の所有者や  
耕作者のみなさん

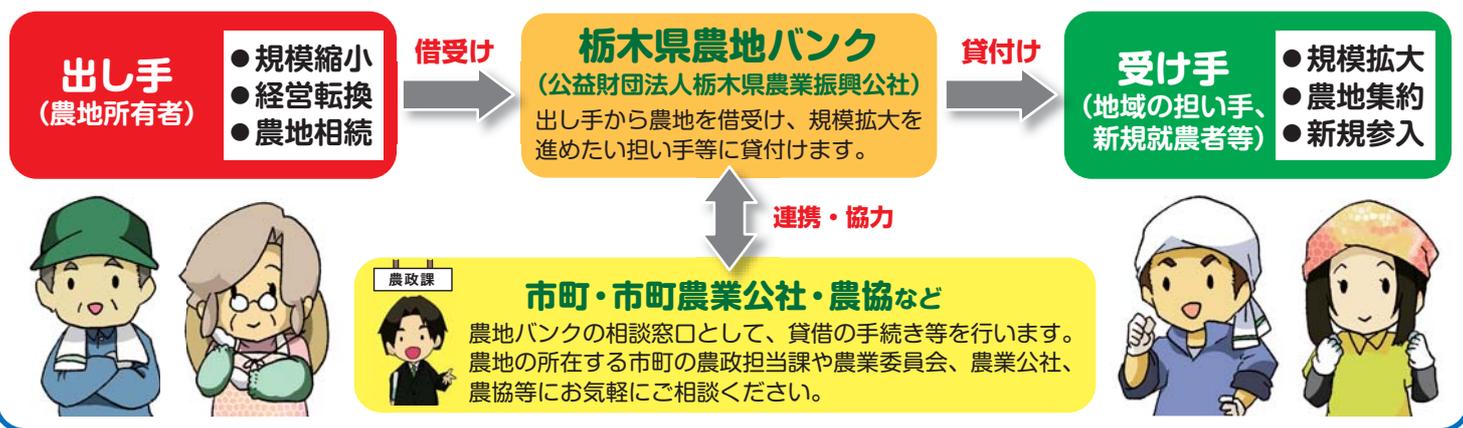
# 農地バンク事業を活用して

# 農地を有効活用しましょう!



栃木県農地バンクは、担い手への農地集積・集約化を推進しています

## 農地バンク事業の仕組み



### 出し手のメリット

- ① 農地バンクは公的機関なので、安心して農地を貸せます。
- ② 賃料は農地バンクが支払い、契約期間満了後には農地は確実に戻ります。
- ③ 納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。

### 受け手のメリット

- ① 経営規模の拡大が図れます。
- ② 長期間の借入れが可能なので、安心して耕作が出来ます。
- ③ 出し手が多数いても、契約や賃料の支払いが一本化されるので、事務が軽減されます。

- 対象農地は、農業振興地域内の農地であり、農地バンクの借受ルールに基づき判断します。また、遊休農地や利用が著しく困難な農地等、貸付けが見込めない農地は、借受けることが出来ないことがあります。
- 貸借期間は、原則10年以上です。ただし、所有者が希望する場合には、協議により5年とすることができます。
- 要件を満たせば、機構集積協力金(裏面参照)や農地の固定資産税の軽減が受けられます。

詳細については、相談窓口(裏面)までお問い合わせください。

# 栃木県農地バンクに農地を貸す場合・借りる場合

## 出し手 農地を貸したい方

まずは、市町の農政担当課や農業公社等の窓口へ、農地貸付けの申出や相談をしてください。



## 受け手 農地を借りたい方

まずは、農地バンクが行う「借受希望者の公募」に応募してください。



## 機構集積協力金交付事業

要件を満たせば、機構集積協力金の交付を受けられます。交付要件の詳細は、農地のある市町の農政担当課にお問い合わせください。

### 1. 地域集積協力金

農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付け、農地を集約化して生産性の向上を目指しましょう。\*R3年度から、同一年度内に「集積タイプ」と「集約化タイプ」の重複交付が可能となりました。

#### (1) 集積タイプ

地域の話合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に協力が交付されます。

	農地バンクの活用率		交付単価 (貸付面積)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

#### 農地バンクの活用率

②対象期間内の農地バンクへの貸付面積

①地域の農地面積  
(対象期間前の貸付面積を除く)

- \*1 まとめて貸せば貸すほど交付単価がアップします。
- \*2 中山間地域では、農地バンクの最低活用率が一般地域の1/5に緩和されます。
- \*3 一般地域において、2回目以降の申請の場合は、区分1の活用率が10%超に緩和されます。

#### (2) 集約化タイプ

担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に協力が交付されます。

#### 農地バンクの活用率

農地バンクへの貸付総面積  
地域の農地面積

	農地バンクの活用率 (累積)	交付単価 (貸付面積)
区分1	40%超70%以下	0.5万円/10a
区分2	70%超	1.0万円/10a

- \*1 農地バンクへの貸付面積を増やせば、交換できる農地が増え、交付単価がアップします。
- \*2 交付対象面積は、当年度の翌々年度までの転貸面積（計画を含む）としているため、地域の実情を踏まえ、複数年度で農地の交換を進める場合も、交付の対象となります。
- \*3 R3年度から、過去に地域集積協力金（集約化タイプ以外）の交付を受けた農地についても交付対象となりました。

### 2. 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で、農地バンクに農地を貸付けると、協力金が交付されます。

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

	交付単価	上限額
R3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
R4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

- \*1 R4・5年度においては、地域集積協力金と一体的に取り組む場合にのみ交付されるほか、交付単価及び上限額も減少することに留意してください。
- \*2 R3年度に交付を受けるためには、R3年12月末までに要件を満たした上で申請する必要があります。

### 3. 農地整備・集約協力金

簡易な基盤整備（農地耕作条件改善事業）に取り組む場合に、農地バンクを活用して対象農地を担い手に集約すると、農業者負担が軽減されます。

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

詳細については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

栃木県 生産振興課	☎028-623-2279
河内農業振興事務所	☎028-626-3061
宇都宮市農業企画課	☎028-632-2473
(公財)宇都宮市農業公社	☎028-660-2702
上三川町農政課	☎0285-56-9136
(公財)上三川町農業公社	☎0285-56-4312
上都賀農業振興事務所	☎0289-62-5236
鹿沼市農政課	☎0289-63-2191
(公財)鹿沼市農業公社	☎0289-63-5570
日光市農林課	☎0288-21-5171
(一財)日光市農業公社	☎0288-22-7770
芳賀農業振興事務所	☎0285-82-4720
真岡市農政課	☎0285-83-8137
(公財)真岡市農業公社	☎0285-83-9931
益子町農政課	☎0285-72-8835
茂木町農林課	☎0285-63-5634
JAはが野茂木地区営農センター	☎0285-63-1249
市貝町農林課	☎0285-68-1116

(公財)芳賀町農業公社	☎028-677-6048
芳賀町農業委員会	☎028-677-6047
下都賀農業振興事務所	☎0282-23-3425
栃木市農業振興課	☎0282-21-2381
(一財)栃木市農業公社	☎0282-20-5300
JAしもつけ営農部営農企画課	☎0282-20-8828
小山市農政課	☎0285-22-9254
小山市農業委員会	☎0285-22-9861
下野市農政課	☎0285-32-8906
(公財)下野市農業公社	☎0285-32-8951
壬生町農政課	☎0282-81-1839
野木町産業課	☎0280-57-4151
塩谷南那須農業振興事務所	☎0287-43-1252
矢板市農林課	☎0287-43-6210
(公財)矢板市農業公社	☎0287-43-2650
さくら市農政課	☎028-681-1117
JAしおのや喜連川営農生活センター	☎028-686-3211

那須烏山市農政課	☎0287-88-7117
(一財)那須烏山市農業公社	☎0287-88-7790
塩谷町産業振興課	☎0287-45-2211
高根沢町産業課	☎028-675-8104
JAしおのや高根沢営農生活センター	☎028-676-0233
那珂川町産業振興課	☎0287-92-1113
JAなす南営農指導課	☎0287-96-6170
那須農業振興事務所	☎0287-23-2151
大田原市農政課	☎0287-23-8708
(公財)大田原市農業公社	☎0287-23-4834
那須塩原市農務畜産課	☎0287-62-7032
(公財)那須塩原市農業公社	☎0287-60-1283
那須町農林振興課	☎0287-72-6911
(一財)那須町農業公社	☎0287-73-5545
安足農業振興事務所	☎0283-23-1455
足利市農業委員会	☎0284-20-2238
佐野市農政課	☎0283-20-3043
(公財)佐野市農業公社	☎0283-21-5489